

小平第三中学校部活動方針

令和 2 年 4 月

小平第三中学校は、適正な部活動の運営に向けて、小平市教育委員会が策定した「学校の部活動に係る活動方針」に則り、「小平第三中学校部活動方針」を策定する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動方針の作成と公表

- 校長は毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を作成し、学校のホームページへの掲載等により公表する。
- 年度当初の職員会議等で全教職員が「小平第三中学校部活動方針」を確認し共通理解を図る。

(2) 指導・運営に係る体制

- 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。その際、小平市教育委員会が作成した様式を使用する。
- 校長は小平市教育委員会が任命した部活動指導員及び外部指導員を可能な限り配置し、教師の負担が過度とならないよう配慮する。
- 校長は、部活動顧問の決定に当たり、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。
- 校長は、毎月の活動計画や活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒や教師の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。
- 校長は、顧問を対象とする知識及び技術の質の向上を図るための研修等に参加させる。
- 校長は、教師の部活動への関与について、令和元年12月策定の「小平第三中学校における働き方改革推進プラン」に基づき業務改善及び勤務時間管理等を行う。

(3) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

校長は、生徒の運動・スポーツ・文化に関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様であることから、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置について検討する。ただし、長期的には生徒数・数の減少が見込まれるため、適正な部活動数の観点から部活動数について整理することやのライフワークバランス等に考慮しながら慎重に検討する。

(4) 保護者・地域との連携等

- 校長は、生徒のスポーツ・文化環境充実の観点から、地域のスポーツ団体や文化施設等との連携、保護者の理解と協力による学校と地域が共に子どもを育てるという環境整備を進める。
- 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ、文化の環境等の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症の観点から「熱中症予防運動指針」等を参考に適切に対応する。
- 顧問は、医・科学の見地からトレーニングや練習効果を得るために休養を適切に取る必要があることを正しく理解し、生徒とコミュニケーションを十分に図り、特性を踏まえた科学的トレーニングや練習により、短時間で効果が得られる指導を行う。
- 専門的知見を有する担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における心身の状態に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

- 運動部顧問は、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体が作成した指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、医・科学の観点からジュニア期における活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うよう設定する。目安として、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とする。ただし、活動時間には、準備、片付け、休憩時間は含めない。
- 校長は、上記の基準を踏まえて各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- 休養日及び活動時間等の設定については、学校の実態を踏まえ、定期試験前の一定期間、各部共通、学校全体の部活動休養日を設ける。

4 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮し、実態に応じて参加する大会等を精査するよう努める。